

相場道文献・格言及び用語・判例他 解題

小林和子

はじめに

『日本証券史資料』戦前編第一巻及び第二巻で証券関係元老院・帝国議会審議録（一、二）を、第三巻及び第四巻で株式取引所の歴史（一、二）を、第五巻で証券業者及びその団体を、第六巻で上場会社（一）を、第七巻で上場会社（二）・株式市場の歴史を、第八巻で公社債・投資信託・税制をまとめた。第九巻は若干性格が異なり、相場道文献、相場格言集・用語集、市場関係の判例集、及び司法省資料を採録した。

第一巻～第八巻は単行本になっているものと共にこれまでは活字になっていない多くの文書資料を採録したが、本巻は基本的に単行本の全部または一部を採録して構成されている。一部の採録に止めたものがあるのは全部を採録するには頁数が不足であることと共に、法令などすでに既刊の資料集で採録したものもあることによる。内容的には、前半の一と二と、後半の三と四では、大きく性格が異なる。前半の相場道文献及び相場格言集・用語集は従来の大方の資料集の概念（官庁資料中心）からは資料扱いされなかったであろう

性格のものである。当『日本証券史資料』は既刊の戦後編（昭和二十年～四十年）編纂の時から、市場内部に残された資料をできる限り多く渉猟してまとめておきたいと考え、民間資料を重視してきたが、この戦前編においては相場道文献及び相場格言集・用語集などを何らかの形で「市場資料」として一括しておきたいと願った。個人の研究者としてはこれらの分野の全体像に迫ることは不可能であったが、戦前期市場の基礎資料として最低限の、代表的なものは本巻にまとめることができたと考える。これに対して、後半の三と四は、官庁資料の一部ではあるが、法令や通達などの伝統的な資料ではない。本来の取引所、証券市場、証券業者などの監督官庁は明治初期以来の大蔵省、農商務省、商工省の流れに、戦時統制期に再度大蔵省へとつながるが、こうした直接的な監督者とは別に、訴訟事件となったものには大審院等の判例が存在し、また司法省系列では市場を警察的な「取締り対象」として見ていた。三はその判例の集積であり、四は司法省による研究・調査資料で、これらもまた市

場の実態を照らす官庁型の「市場資料」と考えておきたい。

詳細は後に見るが、相場道文献は数多ある中で『徳川時代 経済秘録全集』に代表させた。相場格言集・用語集もまた数多いが、できるだけ古い時代のもを採録する方針をとった。判例集は代表的なもの二書が証券界に存在した。司法省資料は母体には数多くの資料が存在したようだが、証券界で入手できるものは数少なく、残念ながら十分に渉獵した結果の採録とは言えない。

第九巻の構成は以下の通りである。大別した一の相場道文献には、『徳川時代 経済秘録全集』のみを採り、同書に収められた十巻をそれぞれ、一「売買出世車」、二「三猿金泉秘録」、三「八木虎之巻」、四「商家秘録」、五「米道大意」、六「八木豹之巻」、七「宗久翁秘録」、八「八木竜之巻」、九「増補諸色相庭高下伝」、十「籙貨殖考」として、目次に出すようにした。近代的文献としては一冊にまとめられたものであるが、内容は徳川時代の十巻の文献であることを明示しておきたいがためである。二の相場格言集・用語集には、(一)『相場格言集・相場師之六韜三略』、(二)『相場の金言 相場師ノ虎ノ巻』、(三)『取引所用語類集』、(四)『取引所用語字彙』、(五)『株式・期米・生糸 市場用語字彙』、(六)『株と米の 相場必勝辞典』、及び(七)『相場用語解説と相場知識』が含まれる。三の判例集には、(一)『取引所に関する判例集』及び(二)『株式ニ関スル判例集』の一部を採録した。最後の四の司法省資料には、(一)『司法研究報告書集』及び(二)『世態調査資料』の各一部を採録した。

本巻に採録した文献・資料類はすべて第二次世界大戦前期に活用になったもので、当時の正字が用いられているが、相場道文献、相場格言・用語という叙述対象の性格からして略字や俗字も混在し、読み難い漢字にはルビが付されている。本資料集の原則として戦前期の正字で対応する新字があるものは新字に直し、略字・俗字も対応する新字に直し、原則として現在の常用字を用い、時には代用字を用い、常用字にない旧字の正字はそのまま使用している。ルビについては従来本資料集では原則として省略してきたが、本巻には江戸時代の相場文献を採録しており、昭和十六年現在、編者が苦勞して総ルビを付した経緯があるので、一、については原本のルビを活かした。二以下についてもルビがないと読めない言葉もあるのだが、すべてにルビを活かすとなればページ数が膨大になるため、ルビは削除し、代わりに編纂室で巻末に「難読正字一覧」を付けた。これを参照していただければ、大方の読み下しには差支えがないと考える。とはいえ、総じて既刊の資料集に比して読み下しが難しいだろうことを記して予めお詫びしておきたい。

一 相場道文献

相場道に関する文献は玉石混交で数多あるが、証券界や国会図書館に所蔵されていないものもまた多いと思われる。執筆者・発行者や所蔵者がこれらを後世に残すべき文献と把握することなく、国会図書館に寄贈することはおろか、自社・自宅に所蔵していたとして

も、所蔵者が亡くなれば他の古いものとともに捨てられた例も多かったと思われる。すなわち相場道の分野ではすべての出版物・文献を渉獵して取捨選択することは不可能といわねばならない。さりながら、遡って淵源を調べることは困難ではなく、時代でいえば徳川時代の、取引の対象でいえば米相場を巡る文献類に容易に逢着する。そしてこの分野ではすでに第二次世界大戦前の時期に代表的な文献を適切に保存すべきだと痛感した先人が、一書をまとめて復刻している。すなわち、商学士安達太郎による『徳川時代 経済秘録全集』（東京松山房、昭和十六年七月）である。以下に見る安達の選択した十書は、二十一世紀の現在に残された相場道文献の王道を行く、古典と考えて良いであろう。安達は昭和十六年の段階で相場道の古典と目された十書を選択し、編集、校訂及び註解を加える大役を果たした。二十一世紀の研究者が散逸した資料・文献を探索して新たに選択するよりも、この分野に通暁した安達の選択と編集を改めて活字として残すことの方がはるかに有意義と考えた次第である。

『徳川時代 経済秘録全集』（編集・校訂・解題・註解者 安達太郎）の内容は以下の通りである。

解題 「安達太郎」

- 一 売買出世車 東白著 延享五年三月（一七四八年）

二 三猿金泉秘録 牛田権三郎著 宝暦五年（一七五五年）

三 八木虎之巻 猛虎軒著 宝暦六年（一七五六年）

四 商家秘録 大玄子著 明和七年（一七七〇年）

五 米道大意 著者不詳 安永初年頃（元年が一七七二年）

六 八木豹之巻 猛虎軒著 安永二年（一七七三年）

七 宗久翁秘録 本間宗久著 寛政年間（一七八九～一八〇一年）

八 八木竜之巻 見幾館主人著 寛政十年（一七九八年）

九 増補諸色相庭高下伝 玉江漁隱著 寛政十三年（一八〇一年）

十 卜筮貨殖考 井上鶴州著 弘化二年九月（一八四五年）

〔目次の裏面に置かれた「例言十則」で編集校訂のルールを一覧〕

本書は当研究所高橋亀吉文庫所蔵の原本に拠った。当研究所証券図書館所蔵の複製本は昭和十六年出版の原本を昭和四十八年に（著作権者不明等の場合の文化庁の裁定制度により）出版利用が可能として大阪の玉栄宝資友の会が複製を制作・発売したもので、シリーズ名「相場成功名作全集」の天ノ巻である。国会図書館によれば玉栄会出版部による同全集には他に和ノ巻、地ノ巻、人ノ巻など数冊あるが、旧巻の複製本はこの天ノ巻のみである。この複製本は四三

二、四三三頁を欠いている。収録された十書の各原本の一部は国会図書館の近代デジタルライブラリーで閲覧可能であるが、異本がある。安達は昭和十六年現在で比較可能な限りの異本を検討し、最良のものを編集し、校訂を加えた、と述べている。編纂室では安達の編集を尊重し、改めて各種異本を比較検討することはしなかった。本文校訂に、より深くご興味をお持ちの場合には、国会図書館の異本に直接当たたる方法があることを付記する。安達は奥付では本書の著作者を名乗ったが、本書の内容はタイトルの示すように徳川時代文献の復刻版であり、序文では自らを「編集・校訂・解題・註解」者と記した。本書の背表紙・中表紙には「商学士」の肩書を付けてある。本書以外に安達には『相場道の金言』（大正十三年、松山房）『商況面の基礎知識』（昭和九年、商況研究会）『経済市況の全知識』（昭和九年、商況研究会）『市場用語辞典』（昭和十年再版、商況研究会）『商況読本』（昭和九年、商況研究会）の著作があり、『金言』と『辞典』は戦後の証券界にも伝わったが、むしろ複製された本書によりその名を二十一世紀にまで残した。安達について著書以外の面ではほとんど情報がない。

本書の「序」は「本全集は、投機業者の経典『解題執筆者の注』三、六、八、二、一、四、七、九」、相場卜筮の代表書「十」、取引所論の珍書「五」を収録して、原著作の年次に配列し、解題を加え、頭註として字句解を施したものである」と述べ、簡にして要を得た内容紹介を冒頭においた。さらに「これらの諸書は従来米取引の六韜三

略であったが」その大部分は「現時の株式商品の清算取引にも適用しうる」すなわち「投機業者の修養・材料・人気の観察、騰落の法則、仕掛・手仕舞の時機等」には差別がなく、遵守すべき信条もまた相通じるからだとする。現に安達は『相場道の金言』を著わした時に「その大半を本全集中の諸書から抜粋した」という。大正から昭和にかけて株式商品市場の内部の取引者であったか、あるいは商学士の経歴から市場周辺ジャーナリズムに身を置いたと見られる著者の実体験を踏まえて、本書に採録された諸書は高い評価を与えられたといえる。しかし、本書が編まれた昭和十六年は第二次世界大戦の勃発後で、国内的にはいわゆる経済新体制が唱えられた時代であったため、「決して投機思惑を鼓吹する所存ではなく、寧ろ市場人が斯道の本領を体得することによって投機を投資化し、危険を安全化し、公私を利する所大なるものがある」とされた。とはいえ、賢明にもその点に深く立ち入ることはせず、米価・取引所を中心として高度に発達した徳川時代経済が世界の最高峰を行くものであったにも拘らず、「従来これが学者研究の埒外に放擲されていた」ことは遺憾であり、この学問的処女地開拓に資する貴重な文献だと位置づけた。経済の観点からのみならず、二義的には多くの勝負の場の法則は「相場道と一脈相通するものがある」故に、また特殊的には農業者、商業家、数学者、語源研究家などにも有益な資料となるだろうことが予想されている。著者は本書を「決定版」たらしめたく、異本を対照し、厳密な校正に大いに努めたが、従来学者が対象とし

てこなかった分野であるために参考資料はなく、出来上りを完璧だと自負してはいない。安達がこう書いた時点から七十余年を経て、この分野が学問的に陽の目を見た事実はないが、テクニカルな面は戦後の株式市場において野線分析及びチャートイストの活動として一定の成果を見、「相場信条」の面では今なお根強い人気を保ち続けている。さりながら、徳川時代の米取引と、実物取引のファンダメンタル分析を核にした現代の株式取引では、市場そのものの性格が異なり、安達が希望したように本書がそのまま活用されることは蓋し不可能になった。

著者が厳密な校訂を加えたことには昭和十六年現在すでに大きな意義があったが、二十一世紀の現在には一層その意義が大きく、内容を理解し、読み下す意欲のあるものにとって本書はある程度読み易くなっている。これを可能にしたのは「例言十則」、すなわち一（原本に忠実）、二（異本は頭註参照）、三（原文の誤り等は注記）、四（あまりがちな誤謬はそのまま）、五（一律に句読点を付す）、六（原文にはほとんどないが、全文に振り仮名を付す）、七（原文の振り仮名の誤謬は訂正）、八（太陰暦）、九（頭註にない難解な経済語は『辞典』参照）、十（市場俚言は『金言』参照）と解題であり、これらにこそ著者の仕事の真髓が凝縮されている。『辞典』は前掲『市場用語辞典』、『金言』は同『相場道の金言』であろう。中表紙裏面の「安達太郎著」一覽では冒頭に掲げられた本書の書名の前に「頭註付決定版」の語が置かれている。なお、「値段」の文字は徳川時代には「直

段」と表示され、明治以後の戦前期には両者が混在して使用された。「値」の字義には「直」に通じるところがある故である。因みに高直（かうぢき）、下直（げぢき）のルビが付された場合もある。本巻では、当該「一」の徳川時代の文献については原文通りの「直段」とし、安達の付けた頭註、及び「二」「三」「四」の明治以後の文献については「値段」に統一した。記してご理解を頂きたいと思う。

以下、著者の解題に沿って、十書を簡単に紹介する。

一 売買出世車 米相場で成功した大富豪（浪花津の住人某）から金儲け談を聞いて発行者が編纂したものと思われる。タイトルには前に「米穀」が付く。正式には『米穀 売買出世車 付図式』である。他の書にもこうした完全タイトルの省略が多いのは、流布する過程で基本部分が明確であれば良かったためだと思われる。内容的には秘術・妙法の類はなく、平凡な常識論にとどまる。見るべきは付録の図式（市場関係の精図）と堂島市場機構関係の解説で、これらが市場の実際を知る好個の資料となっている。

二 三猿金泉秘録 牛田（伊勢の人、本名と思われる）も米取引に工夫を凝らした人生を送り、悟りを開いて、（強変を）見猿（見ざる）、（弱変を）聞猿（聞かざる）、（強変を見聞きしても人に）言猿（言わざる）を「三猿の秘密」とし、騰落には必ず限度があると相場道の理想を説いた。本書はタイトルに「校正」版と付されたもので、牛田の著書を約百年後の嘉永四年に鳴川猛之助が校正した。表紙裏

面には「牛田権三郎遺稿、鳴川猛之助校正 活法秘論四冊合全部五卷 校正三猿金泉秘録 一大周秋作見積之図一補付」と書かれていて、流布本が多く、和歌の欠落や、文字の誤りなどを校正し、完全版としたという。「内容充実、卓説創見に富み、和歌文章に金玉の響きがある」「迷信に囚われていない」と安達の評価は非常に高い。本間宗久翁の著書と共に市場で永く「相場の聖典」と崇められてきたようで、平成年間に入ってもなおこの本の解説本が出版されている。

三 八木虎之巻 猛虎軒（浪花の人）がいかなる人物であったかは不明だが、総論中の文言と内容から堂島米市場で渦中にあつた人と推測される。「猛虎軒」と名乗つたのは、後出『八木豹之巻』に「相場の高下は——物の象にして見る時は、猛虎のたはむれ遊に似たり」という文言に由来すると思われる。タイトルには前に「羅耀」（てきちょう）、本文の前のタイトルには「羅耀必用」が付く。八木（はちぼく、「米」の字を「八」と「木」に分解したもの、すなわち米）相場成功の秘訣を述べたもので、根底を陰陽転換の自然の法理に置き、これを人気の推移に応用して相場騰落の動向を観測した。多くの後世に残る金言、教訓が含まれているが、旧套を脱しえず、相場と無関係な解説も含まれる。

四 商家秘録 大玄子（浪華の人）の著で、相場商に従事する者に徳性の具備、精神修養の必要なことを説き、商いの仕方について詳述、天井底及び通相場の観測法を述べ、その他多方面に及び、他書の説き及ばない方面を補い、米相場に従事する者の心得で必要な

事項のほとんどすべてを網羅し、「恰も相場読本とも称すべきものである」と、安達は評価した。多くの相場文獻はまた米生産の季節変遷と流通経路の分析を含むが、本書はとりわけその叙述に優れ、また三十八編の最後は米市場年中行事に当てられている。

五 米道大意 十書中ただ一つ、本書の著者は不明であるが、「堂島市場の関係者中、特に識見高邁の士」と推測される。本書は市場の機構を説き、『出世車』は思惑の機能を述べることで、相俟つて市場の真相を闡明し、市場関係者から当局へ上納された、啓発の書であつた。本書は特に、国民生活の必需品たる米穀も、天下御免の堂島の米相場があつてこそ、経済上の諸機能を發揮することができると強調した。投機を賭博視する偏見を戒めた点を安達は高く評価した。

六 八木豹之巻 前掲『虎之巻』の著者の次作で、同じくタイトルの前に「羅耀」の文字が入っている。著者は『虎之巻』で米商の大法を詳細に記し、本書で「此道にまどはず、心を治る事のみを記す」と、述べた。すなわち「治心」が主眼で、他に米作の豊凶と密接に関係する天候・天災について詳述した。金言名句も相当数収められた。

七 本間宗久翁秘録 本解題の他項に比して本項の記述は格段に長い。本書が本名で書かれたことと、著者の出自から米作地帯と米相場との浅からぬ関連を知りうるためである。出羽庄内藩（酒井氏所領）一四万石に対して同地の本間家は二四万石を産出したという。

本間家は幕末には「本間様には及びもせぬが(ないが)、せめてなりたやお殿様(酒井様、とのさまに)」と唄われた日本有数の富豪、大地主であった。本間家の勢力は大名・藩主を凌いだのである。徳川時代は集権的封建制度であり、土地領有は皇室御領、天領(幕府直轄領)、大名領地、社寺領地の四に大別しうる。百姓所持の高請田畑(検地帳に登録され年貢を負担する)については永代売買禁止令が存在したが、高請なき開発新田などは永代売買を許され、また年季売り(期間限定の売り)、本物返し(売却代金たる米を返却すれば土地を買い戻せる)、質流れ、寄進などいろいろな方法で譲渡が可能であった。すなわち禁止令の下でも土地の商品化はある程度進み、幕府直轄・藩領主以外に本間家のような豪農・豪商などは相当の土地を所有し、売買が可能な範囲で、資金に物を言わせてさらに土地所有を増やしたのである。

本書は、その出羽庄内の酒田本間家の遠祖、本間宗久翁の記述で、相場道の秘書の大方と異なり、本名で発表されている。そのため著者に関する情報がそれなりに存する。以下、安達の解説と、青野豊作『相場秘伝 本間宗久翁秘録を読む』東洋経済新報社(平成十四年)、さらに西野武彦『相場道 小説・本間宗久』日本経済新聞出版社(平成二十二年)とを合わせて、解題執筆者が整合的だと判断した宗久の出自と生涯とを記す。本間氏は佐渡本間氏(武家)の分家で、上杉氏の転封の際に山形へ移ったものが海運商人となった(地下人)が後に没落し、子孫も途絶えた。その分家筋で、近代まで栄

えた本間家の初代が酒田の米屋「新湯屋」の本間原光である。青野著に拠れば、宗久(当初は久作、長じて古作など多くの通称を持つた)の出自には、二つの猶子・女婿説と、初代の実子説があった。

戦前期の解説書の多くは猶子・女婿説(初代の猶子説と二代の猶子説)のいずれかを採り、明治期の宗久研究者として知られた早坂二菊(豊蔵、酒田の米相場師、著書に『米商叢書——庄内本間宗久翁遺書』(遺書とは秘録に同じ)など)は近隣に加藤家から二代目光寿の猶子となり、後に二代目の長女と結婚したとした。安達はこの説を採った。他方、戦後も大分経った昭和四十六年刊の酒田市史編纂委員会編『酒田市史——史料編五・経済編上巻』に収録された山形大学工藤定雄教授の論は本間家に伝わる資料を調査した結果、初代原光の五男(後妻の子)が久作(宗久)であり、加藤家の娘と結婚し、妻の弟を養子として迎えたことを明らかにした。久作は年の離れた長兄・光寿の隠居後、甥の三代目光丘(二代目光寿の三男で後継者、安達に拠れば四代目、本間家中興の祖)の奉公修行中に当主代理を務め、本間家の家事一切を処理した。安達が光丘を四代目としたのは、当主代理を務めた時期の宗久を三代目と捉えたものと思われる。

その後の光丘活躍時代に久作は出羽(酒田)本間家とは別の道を歩んだ。当主代理時の宗久は美田沃野、良港酒田、それに酒田米会所を活用して、期米の売買に当たり、身代を大きく増やした。「相場神様」「出羽の天狗」などと呼ばれたが、初代も三代目も相場投機

を好まず、三代目は久作と叔父甥の縁を切った。久作は酒田を出て江戸の米相場で投機をするが失敗、一度帰郷した後大阪に出て大いに活躍した。五〇歳で名を宗久と改め再び江戸に出て相場に成功し、三代目とも和解して、成功者として、八七歳で没した。江戸の本間家は江戸あるいは根岸本間家と名乗った。三代目光丘は困窮した藩財政を救うために財産を提供し、十分に取り立てられもした人物であるが、その財産の形成には元来の海運商人としての基盤の上に宗久の相場活動が大きく寄与したことになる。本間家は相場の収益を土地の購入に充て、田地を拡大して、大地主となり、その「日本一」といわれた農地所有規模は第二次世界大戦後の農地解放まで継続した。三井や住友とは異なり、本間家は明治以後に積極的事業活動を行わず、中央財閥化せずに、農業・米取引を基盤とした地方資産家・企業家として農地解放までを経過したのである。福本和夫『日本の山林大地主』青銅社（昭和二十九年）では、本間家は一応「地方財閥」としての形態は備えている、とされている。

本書が寛政年間に完成したとすれば、宗久の相場取引実践期の後半から老後期にかけてまとめられたものであろう。宗久が若き日に経験した江戸の米相場における投機の失敗が、円熟期の大阪堂島を舞台とする大成功を生む熟考と戦略確立の一つの基盤になったことは疑いが無いと思われる。本書の対象の広範さは一五七項目に及ぶ目次を読むだけでも知ることができる。一項目は全体に短くまとめられているが、中には「不作年駈引の事」など長いものもある。安達は

本書の特徴を、商いを仕掛ける際の心がけ三点（出発点の方針、冷静に時機の到来を待つ、天井底の判断）、手仕舞いの際の心がけ三点（追敷の回数で、二つ仕舞、三つ十分、四つ転じ）を繰り返し印象付けたことに求めている。「恰も古聖賢の書を読むがごとく投機業者の座右の銘とすべき箴言は、本書の随所に散在している」という賞賛ぶりである。いくつもの意味で用いられているこの「三位（さんみ）の伝」という秘伝は「秘録」とほぼ同じものとして認識され、「三位伝」が後に宗久の「相場三昧」の生涯をも示す「三昧伝」に転化したものではないだろうか。すなわち、宗久が門外不出の家伝の書としたものが時代と共に世間に広まって多くの呼び名を持つようになり、「三位伝」「遺書」「遺稿」「秘録」「三昧伝」はその書の編者により表現は異なっても、内容の根幹は同じものである。宗久の考え方を後世が敷衍し、確立したと見なされる、（宗久の根拠地であった酒田に因んで名づけられた）ローソク足をを用いた酒田五法（三山、三川、三空、三兵、三法）、酒田野線は現在でもテクニカルチャート分析手法の重要な一つと見なされている。宗久の書いたものとして『本間宗久相場三昧伝・相場道の極意』あるいはその焼き直し、『宗久翁秘録』現代語訳その他が現在でも流布しているが、『相場三昧伝』の内容は『宗久翁秘録』一五七項目からの抜粋である。古くは前出早坂の著書に『期米株式相場認識学』一名・相場三昧伝詳解（信義堂（明治四十一年））があり、本間宗久といえは『相場三昧伝』というのが大方の市場人の認識であろうが、その大本が本書であること

はいうまでもない。

八 八木竜之巻 本来の書名は「売買極秘巻」だが、「八木竜之巻」と俗称し、前掲「虎之巻」「豹之巻」と合わせて、「八木三巻書」として尊重されたという。同じくタイトルには前に「羅羅」が付されている。とはいえ、「虎之巻」「豹之巻」の著者が猛虎軒であったのに、本書には「見幾館主人撰」とあるのみで、安達はこれを「見幾館主人著」と解したが、無論猛虎軒と同一人物ではない。米相場について定評のあった「八木」の通り名を俗称として拝借し、「三巻書」と思わせたのは版元の判断であろうか。しかし本書は「八木」の名を借りただけの二番煎じではなく、相場必勝の術として難平法が有利であることを強く説いた。実行困難とされる難平をあえて推奨するのは「米市はあばれものに似たり」、市場は変幻出没、とうてい端倪すべからざるものとして、唯一の損失防止法として、また最後の勝利獲得法として、難平を取ったものである。八卦干支の妄信や神仏祈願を囓うなど、理性的であることを、安達は高く評価した。

九 増補諸色相庭高下伝 玉江漁隱（浪華の人）の著で、タイトルにある通り原版（共和元年）に増補訂正を加えた相当の自信作で、米相場を中心に諸色（金銭、菜種、油薪蠟、松前物干物）相場に及んだ。著者の創説は少ないが、翠樹老人の残した掌菓の術の紹介を安達は価値あるものとした。これは「上りても利を得、下りてももふくる重念帳尻必勝の奇術」で「巧に両建法と難平法とを併せ用いる」もので、理論上は成功する面白い方法だが、多額の資本金を要

し、次第に手数料も嵩むので、軽々に実行できるものではないらしい。米相場以外については「概ね迷信的な解説」だとするが、各商品の研究者には参考になるようだ。

十 卜筮貨殖考 井上鶴州（大阪の人、本名）は易学の大家で、本書はその講述に基づき、門人が校訂上梓したものである。嘉永三年に改訂版も出ている。卜（ぼく）とは易の卦に亀を用いるもの、筮（ぜい）とは同じく著（めどぎ）を用いるもので、「卜筮」で占いを意味する。内容は易の六十四卦を解説して米相場の騰落を予想する方法を述べたものであるが、易そのものについては「或は中り、或は中らざるの理あらんや」と断定的ではない。しかし、易には人心を左右する性格があることは疑いがなく、本書は易学の知識と市場慣用語の知識が高く、卜易による米価観測の書として類書に抜きんでていると安達は評価した。『八木豹之巻』にも易が出てくるが本書の方が詳しい。

安達の著作活動は大正末から昭和戦前期にかけてであり、とりわけ昭和九年（十年）に集中して商況研究会から数冊を刊行した。執筆に当たって本書に収められた徳川時代の相場道文献を大いに活用したのであろうことは疑いがない。と同時に、明治十一年の株式取引所取引開始以来すでに六十余年を経て、米取引その他の商品取引においても、ましてや近代的株式取引においては、卜易、干支、迷信等に強く影響を受けた市況判断はもはや主流になりうる時代ではな

かった。本書が編纂された昭和十六年当時の市場の実態は商品ではほぼ完全に統制市場になっており、株式市場はいまだ形式的には自由市場が温存されていたとはいえ、現実には市場救済のための株価維持機関や株式価格統制令の登場が避けられなかった時代である。

こうした背景を考えれば、本書を刊行したのはいささか時代錯誤の感無きにしても非ずといえるが、それを察知しえない安達ではなく、そのために一層、卜易・迷信を排する姿勢が強くなったのではないかと思われる。

卜易・迷信を排した後に残るものは何か。徳川時代に現実に存在した市場（米穀中心の全国的な商品市場）の内在的な価格運動である。いずれの著者も市場取引に深く関わること数十年、自らの売買の経験と他の関係者の経験を踏まえて、季節性・自然条件からの影響の強い取引商品の性格を熟知した上で、相場心理学、市場心理学を打ち立てようとしたものである。明治以後の取引所取引の三大対象は米穀、生糸、株式であり、これらの内米穀と生糸には、国内外の流通性の拡大や生産性の著しい上昇があったとしても、徳川時代の相場心理学が相当程度有効であったであろう。明治五、六年ごろから設立が開始された株式会社の発行する株式（株券）は、長い歴史を持つ米穀のような商品とは異なり、大正・昭和期には初歩的ではあれそれなりのファンダメンタル分析も始まっていた。さりながら、株式の発行方法は株主割当額面発行が主流であり、財閥企業は株式が多くが財閥内部で閉鎖的に保有されていた。株式の取引所

取引は公開された株式の個別銘柄先物取引が中心であり、投機取引が非常に大きかった。すなわち、株式の流通市場でもなお、徳川時代の商品取引の経験から引き出された相場心理学、市場心理学が有効であり、信頼されうる基盤があったということになる。さらには、心理学という側面に深く侵入するならば、卜易・迷信といえども、売買取引者にとって共通の常識的な背景である限りは、彼らの形成する取引社会では少なからぬ影響を持ち得たとも考えられる。安達は狭隘な取引所社会に根差すこうした因襲を排除し、近代的な取引分析に残せるものを残そうとしたのではないかと推測する。

安達は本書を編集する方法として、第一に原著にない「完全ナルビ」を付し、第二に原著にあつた若干の注、すなわち「原注」をはるかに上回る編集者注を頭註に置くことで、古い文献を読み易く、かつ理解し易くすることに努めた。頭註部分は市場用語・相場用語のみならず、漢字の多用された文章、あるいは江戸時代の口語に慣れてはいないであろう読者のために「盤将（碁将棋）」「奥義（秘訣）」「よしなき（つまらない）」などの日常用語の解説までを含んでいる。もっともルビの表示方法は必ずしも統一されておらず、『宗久翁秘録』で「米商」は目次では「べいしょう」、本文では「こめあきない」となっている。「なには」も原本に拠り「浪花」「浪華」と異なる。「難平」も「なんびん」「なんびん」と両様がある。これらの不統一は内容による場合もあり、また本書刊行時点での印字工の能力の問題でもあるが、当資料集採録に当ってあえて統一しなかった。細字

のルビで「ひ」「び」「ぴ」の区別は読み取りにくいということもあった。実際に全ページに目を通してみると、異本を付け合せつつ本文を読みこなし、頭註とルビを付す作業を数百ページに亘って行った安達の労力には脱帽するしかない。今回、本書を資料集に採録するに当たっては、前出の復刻版（完全な複写）とは異なり、文章、頭註等についてはできる限り原文に沿うことを心掛けて組み直したが、挿絵・図表等については写真版とした。このため、写真にナンバーを付して写真にまとめて掲載し、文章中の該当箇所に写真ナンバーを注記した。

なお、「徳川時代」という時代に限定して見れば、『北浜と兜町』（文雅堂書店、大正五年）『本邦証券取引所の史的研究』（文雅堂、昭和十七年）等の著者である島本得一に『徳川時代の証券市場の研究』（産業経済社、昭和二十八年）という一書がある。島本は大阪株式取引所、神戸穀肥取引所、東株代行等で実務に従事する傍ら証券市場の研究に励み、大学でも教鞭をとった篤学の士であった。後出の二―（五）の市場用語字彙の一部の原著者でもある。戦後に刊行された『徳川時代の証券市場の研究』は戦時下の『本邦証券取引所の史的研究』が刊本・紙型共に戦災で失われ、市中の流布本も僅少になったため、その前半部を改訂増補して刊行されたものである。『史的研究』は全十九章、第一章～十六章が徳川時代、第十七章～十八章が明治以後で、第十二章は「堂島米会所は証券市場なり」と題し、第十九章「結論」で「取引物件の需給と全く無関係な」徳川時代の

取引所の骨子が明治以後の日本の取引所制度の淵源であるとした。その経歴から見て近代的な証券市場という名称も概念も明確になつたのは大正後半期頃であることを身を以て知る島本が、「徳川時代の証券市場」という言葉で表現しようとしたものは何か。『研究』の冒頭を飾る米切手の写真と以下に見るその解説が最も短い表で端的にそれを示している。

「この米切手が、堂島米会所の正米商内の取引物件で、この米切手と代価との授受で取引は結了し、その米切手が不渡となつても、売手は何等責任を負わない。損害は買手（所持人）の負担である。それ故、堂島米会所は、米切手の取引市場であつて、米の取引市場ではなかつたのである。」

島本は市場取引の発達経路を、米国型（実物取引中心で発達、一方で貸株・金融市場が発達し、投機は実物取引の形式で完全に行われた）、欧州諸国型（実物取引と先物取引が共に発達、貸株・金融市場が発達せず）に對比して、日本では実物取引による投機が行われた傍ら、当初から物件代金の移転を伴わない「帳合米取引」が案出実行されて、実物取引の価格を指導し、調節した、とした。本来の「帳合米取引」は実物取引の危険防止と価格の維持向上を狙いつたが、やがて実物取引から離れて相場投機を著しく発達させたことされる。米切手の形式による蔵米の証券化が日本における有価証券の発生の一つの経路であつたことは大方が認めるところであろう。徳川時代の経済社会では他にも小切手、手形の類は多く用いられてい

る。これら商品証券・貨幣証券を含めた広義の有価証券、あるいは近代法上の有価証券と、資本市場証券とは異なることが現在では共通の認識である。前掲の島本には戦時の著述にも戦後のものにもその区別がないのは時代の限界でもあるが、それと同時に「蔵米の証券化」及び証券化した「米切手の取引」を、その市場の「証券市場化」とし、「堂島は証券市場である」と断言することで近代的証券市場に直結させることが彼の研究の最大の目的であったからであろう。島本に拠れば堂島米会所の正米取引はその本質が証券取引であり、帳合米取引の本質は相場投機取引である。後者の相場投機取引が明治以後の米、生糸、そして新たな株式の取引市場に継承され、花開いたことは事実である。安達が『徳川時代 経済秘録全集』を腐心して編集した意味もここにあった。近代的な証券市場にあっても相場投機取引が継承されていたからこそ、これらの「秘録」の真髓がなお市場に求められたのである。その意味では、戦前期の証券市場が真に「近代的」であったかどうかをむしろ問ひ直さねばならないのかもしれない。米、生糸などの商品取引は少数の銘柄商品の市場で代表銘柄に投機が集中する市場であったが、株式もまた個別銘柄先物取引（定期取引、清算取引）中心で、とりわけ株式会社組織の取引所株式（さらには当所株）に容易に投機が集中しやすい市場であった。市場のこの実態が安達をも島本をも強く規定したであろうことを知っておきたい。

一 相場格言集・用語集

本章に採録したものは明治末期から昭和十年以前の時期に出版された相場格言・金言集及び市場用語集の中から選択したものである。戦前期の取引所市場は、明治十一年以前は商品取引所のみ、同年以後は商品取引所と株式（有価証券）取引所との共存時代、昭和十八年以後には商品取引所が消滅して、株式取引も日本に唯一の日本証券取引所のみになった。戦前期約七十年の取引所の歴史において、六十五年は商品取引所と株式取引所が共存し、そのうち五十年は取引所法により両種取引所及びその市場が同じ監督庁（農商務省・商工省）から共通の考え方で管理監督されていた。徳川時代以来の米穀を中心とした商品取引は明治期の新たな商品取引所に引き継がれ、前章で見たような相場哲学、相場心理学も引き継がれた。後に株式取引所が設立されるようになったときに大規模な商品取引所が株式取引所を兼ねることはなかったが、中小規模ではしばしば両種取引所を兼ねる例が見られた。取引所法はこの種の兼業を認めたと法的可能性が前提としてあるが、それ以上にどちらか一つの取引対象では地方に濫立した中小規模取引所はビジネスとして立ち行かなかつたものであろう。

こうした経緯を見れば、戦前期の市場で徳川時代以来の相場哲学、相場心理学が株式取引においても容易に受容されたであろうことが肯ける。その大本が前章の「秘録」類にあることはいうまでもない

が、実際に動いていた市場の制度に規定される市場用語、その時々
の市場環境に規定される相場哲学なども加わって、明治以後の用
語・格言等にはそれなりの変化を読み取ることができる。本章に採
録したものは明治、大正、昭和戦前期に亘り、各二件、三件、二件
と、一応すべての期を網羅している。とはいえ、この分野はいわゆる
文献扱いされずに散逸したものの、国会図書館に保存されていない
ものも多く、類書のすべてを入手して比較検討することは不可能で
あったため、この選択が不十分であることは承知している。採録を
検討した対象は国会図書館所蔵及び日本証券経済研究所所蔵（証券
図書館及び高橋文庫）本が中心で、なるべく古いものに遡り、入手
できたものの中から、カバー範囲が大きく、欠落が少なく、復刻に
耐える読み易さのあったものを選択した。

(一) 『相場格言集・相場師之六韜三略』 栗原神通(義秀) 著 明
治四十一年四月(一九〇八年) B五版 四二頁

本書を所蔵する国会図書館の書誌詳細表示によれば本書の責任表
示は「栗原神通(義秀) 著」、出版地は「東京」、出版者は「栗原義
秀」、個人著者標目は「栗原義秀」である。東京在住の本名栗原義秀
(ペンネーム神通)が執筆・出版したものと見える。因みに相場取引
に従事した者の氏名はよほどの有名人でなければ後世に伝えられる
ことはない。本書の栗原、次掲の二村共に、東京在住であったこと
以外には情報がない。東京株式取引所の役員、同取引員組合役員等
には名を残していないが、商品取引の関係者である可能性もある。

東京在住であれば、株式取引と商品取引(たとえば米穀取引など)
を兼ねて相場を張ることは困難であろうが、本書そのものからはい
ずれの取引関係者であったかを推測することは難しい。「六韜三略」
の「六韜(りくとう)は太公望が選定したと伝えられる一部六編の
兵書(文韜、武韜、竜韜、虎韜、豹韜、犬韜)、「三略」は太公望が
述作したものを黄石公が張良に与えたと伝えられるが、後人の偽作
であるとされる(講談社『新大字典』三巻の兵書(上略、中略、下
略)で、共に著名な中国の昔の兵書である。いわゆる「虎の巻」は
虎韜から出た言葉であり、「相場師之六韜三略」とは、古来の有効な
兵法に擬えて、相場道に役立つ格言を集めたことを意味する。難し
い言葉を用いているが、明治期の人にとっては「相場師の虎の巻」
と読めたものであろう。

本書には表紙・奥付・序文・解説・後書きのいずれもなく、タイ
トルに続いてイロハ順で格言が書き連ねられただけである。大方は
米相場に関係しており、季節・天候を題材にした「豊年ニ売ナシ」、
凶年ニ買ナシ、相場哲学の「利喰千人力」「相場ハ理外ノ理デ動く」
などであるが、「定期ノ下鞆ハ先安ヲ意味ス」など明治以来の定期取
引を背景にしたもの、「株式市場ハ財界ノ「バロメートル」ナリ」な
ど、有価証券取引から発生したものも見られる。「戦後ノ米高」は明
治四十一年刊行であるから、日露戦後の米高を早速反映して言われ
たものであろう。

項目数は(イ)二二、(ロ)二二、(ハ)一六、(ニ)三、(ホ)五、

(ハ) 五、(ト) 九、(リ) 九、(ヲ) 三、(ワ) 二、(カ) 一四、(ヨ) 五、(タ) 八、(ソ) 一八、(ツ) 九、(ネ) 二、(ナ) 二、(ム) 二、(ウ) 八、(ノ) 二、(ク) 四、(ヤ) 二、(マ) 五、(ケ) 二、(フ) 四、(コ) 二〇、(テ) 一四、(ア) 一五、(サ) 一〇、(キ) 一二、(ユ) 三、(シ) 四一、(ヒ) 六、(モ) 二、(セ) 四、(ス) 一、計三〇六である。項目数の多い(イ)は「一」から始まるもの、(ハ)は「春」「八」「反動」、(カ)は「買い」「早魃」、(ソ)は「相場」、(コ)は「五」「庚申」、(テ)は「天」、(ア)は「秋」「足」、最高数の(シ)は「人氣(ジンキ)」「正月」「小」「四月」などの語が多いためである。最低数は最後の(ス)で、「捨売ニ相場ナシ」であった。(チ)(ヌ)(ル)(レ)(ラ)(オ)(エ)(メ)(ミ)の項目はない。

(二)『相場の金言(相場師ノ虎ノ巻)』 二村喜十郎著 明治四十三年五月(一九一〇年) 一〇×一五cm 六〇頁

本書は当研究所証券図書館高橋文庫所蔵本で表紙が傷んでおり、タイトルの印刷が薄れ、タイトルの右側上部に「〇〇〇通撰」の縦書き五文字が認められるも、上三文字の解説ができない(「愛花軒」と読めなくもないが、相場師の名乗る号としてはいささか相応しくないように感じられる)。しかし本文は保存状態が良く読み易く、「相場の金言」が「相場師の虎の巻」であることを率直に謳っている。奥付によれば「編集兼発行人」が二村喜十郎、「印刷者・印刷所」は小高万次郎・小高印刷所、「発行所」は確信舎である。編集兼発行人と発行所の住所は同一であるので、二村個人が執筆・出版したもの

であろう。内容は(一)と同じくすでにある金言類を選択してまとめたものであるが、これには「はしがき」が付されている。経済の進歩により投機業に従事する者が増えたが、この道に不案内のものが「天文易占干支九星」などを変称して「百発百中一毛過失ナシ」などというが、この道の妙味はそう簡単なものではない、浮説に迷って無謀な売買するのは危険である、本書は相場の金言を広く示し、また信頼すべき取引店をも紹介し、「一攫千金ノ参考トナサン」というものである。最後の取引店の紹介は高橋文庫本では掲載されていない。奥付の後に数ページの書き込み可能部分があるので、各取引店(証券業者、商品業者)がここを活用したものかもしれない。

やはり、いろは順(平仮名)であるが、金言の表記には平仮名もカタカナも使用された。前掲(一)と必ずしも同じ内容ではなく、項目数は増えている。同じように見えても一字違うこともある。たとえば(一)では「早魃ニ凶歉ナシ」が、(二)では「早魃デ凶歉ナシ」となっている(因みに平成五年版講談社『新大辞典』には「凶歉(きょうけん)」の語はない。平成七年版三省堂『大辞林第二版』にはある)。しかし、共通してとられているものももちろん多い。それらが、市場人の認める、意義のある文言ということになる。(い)の「何時にても買落城の弱峠安い処を買ふが極意ぞ」「何時にても売落城の高峠恐(ひど)い処を売るが極意ぞ」のように、和歌の形式がかなり採られている。なお、「格言」は「短い言葉で、人生の心理や処世術などを述べ、教えや戒めとした言葉」(三省堂『大辞

林〕、「金言」は「人生や生活の上で尊重し模範とすべきすぐれた格言」(同)と、若干の違いがあり、金言の方がやや格が上のように思われるが、相場道に関しては内容的にほとんど差がないようである。

(三)『取引所用語類集』 大阪税務監督局 大正三年十一月(一九一四年) 八×一二cm 九六頁

本書の原本は国会図書館に所蔵されている。大正期に入って税務監督局が刊行したものであり、目次と奥付を有した用語集である。

前掲の格言・金言とは異なり、徴税対象として取引所定期取引を把握し、監督する立場の税務当局が、必要に応じてまとめた性格のものである。取引所法による取引所監督の官庁は当時農商務省であり、税務当局による業務上の「必要」とは取引所税法による定期取引への課税・徴税ということになる。課税の対象を把握するには取引所取引を実態に即して正確に承知していなくてはならない。本書は徳川時代以来の全国最大級の商品取引所である堂島米取引所他多くの商品及び有価証券取引所を課税対象として擁した大阪税務監督局がまとめたもので、奥付には印刷発行の年月日と同監督局の名称があるのみで、発行者(社)の名称はない。同監督局が編纂、印刷、発行し、一部の関係者の手に渡ったというものである。

項目数は、イ一一、ハ二二、ニ三三、ホ一三、ト一五、チ一三、リ四、ヌ三、ワ五、カ三五、ヨ一一、タ二六、レ一、ソ二二、ツ一〇、ネ七、ナ一三、ラ二、ム二、ウ三三、ノ六、ク六、ヤ八、マ一〇、ケ一三、フ一〇、コ一六、テ一八、ア一四、サ一五、キ二二、ユ二

二、メ四、ミ六、シ二五、ヒ一九、モ八、セ五、ス四、計四六九項目に上る。基本用語は堂島米会所以来の米取引に基づくものであるが、大正年間ともなると明治二十六年の取引所法を基盤とする株式取引、あるいは株式・商品共通の用語、市場用語なども相当数登場している。「委任状」「場立」「端株」「花形株」「売買(バイカイ)」「解合」「増募株式」「吞屋」「親株」「子株」「雑株」「実株繋ぎ」などである。監督当局の手になるものであるゆえに「一定直段又ハ帳入直段」など基本概念については数十行を費やしているが、簡単に説明できるものは一行で済ませているものもある。「火旗」(往々相場ノ通信ヲ炬火ヲ以テ旗ノ代リニ使用セシヲ云フ)のように、徳川時代の方法で、すでに過去に属する事柄になっているものも含まれている。

(四)『取引所用語字彙』 大蔵省主税局 大正六年十月(一九一七年) 八×一六cm 一五四頁+六四頁(索引)

本書の原本は国会図書館に所蔵されている。(三)と同じく本書も税務当局の編集・発行による。別に北浜山人『最新取引所用語字彙』厳松堂書店、大正十一年が存在するが、無関係である。本書には奥付はないが、短い凡例と、本文の後ろに相当量の「五十音順字音索引」及び「冠頭文字全画索引」が付けられている(当資料集では頁が異なるので省略した)。「五十音字順」は発音が分からなければ引けないので、「冠頭文字」の画数で引き、発音を知って「五十音順」に至るように工夫されたものである。凡例によれば本書は「取

引所稅事務取扱者ノ参考ニ供スル為各稅務監督局調査ノ資料ニ依リ蒐録シタルモノナリ」と明確な目的を持っていた。(三)が大阪稅務当局を中心とした資料に拠ったと考えられるのに対して、本書は東京その他広範圍な稅務当局の資料に拠ったとして良いと思われる。

項目数は二三〇〇余りと、(三)の五倍弱にもなった。試みに(ア)を比較すると、(三)では一四、本書では七六項目が含まれ、(三)の項目はすべて含み、新たに「悪材料」「灰汁抜ケ」「浴セル」「荒高下」「洗ヒ勘定」など必ずしも徵稅事務の主流ではない相場用語がかなり拡充されたといえる。また、「マタハモウナリ」のような格言類も若干含まれている。字彙の表記方法はカタカナのアイウエオ順で、漢字表記があれば(一)内に付ける、例えば見出しを「アイタイ(相對)」として、その後ろに説明文を付けてある。

「アイタイ」は歴史的用語なので少し踏み込んでみておく。大正三年刊の(三)では、「アイタイ」の語はなく「相對賣買」の語で「競賣買ノ如ク多数人ヲ集合セシメ競争ヲ為サシムルモノニアラスシテ単ニ個人ノ協議ヲ以テ賣買契約ヲ為ス方法ヲ云フ」の説明が付いていた。しかし本書では「アイタイ(相對)」の語で「相對賣買ノ形式ニ依リテ、往年行ハレタル「ヂキ」ノ如ク預ケ合ヲ為ス取引——直取引預合ノ禁止セラレタルヨリ表面相對賣買ヲ装ヒ實際ハ禁止セラレタル「ヂキ」ヲ行フナリ故ニ寧ロ「ヂキ」ト呼バル」と説明され、後続の類書はこの説明を踏襲した。東京株式取引所では明治四十四年七月に直取引の競賣買を開始したが、投機化したため四十四

年六月に禁止した。東株新の相對賣買も四十五年一月に一時休止され、翌大正二年八月再開不許可となった。その後の事情を「アイタイ」の語の説明は伝えたものである。

(五)『株式・期米・生糸 市場用語字彙』 文雅堂編集部 大正十四年十二月(一九二五年) B六版 二四八頁

本書の原本は当所証券図書館の所蔵である。本書には「はしがき」「索引」「奥付」が備わっている。中表紙と奥付によれば本書は編者が文雅堂編輯部、発行者が所国松、印刷者が松平末五郎、発兌が文雅堂であるが、これら四者の住所はすべて同じであり(文雅堂のみ大阪住所もあり)、中表紙では「文雅堂藏版」となっている。「はしがき」に拠れば、株式期米の部は島本得一氏編『株式期米用語字彙』(大正六年三月初版、九年十月訂正四版、文雅堂)を全部踏襲し、これに『定期取引と輸出生糸』(大正十四年、文雅堂)の著者、太田卯之助氏の編纂した生糸の部を合わせたものである。すなわち文雅堂の「編輯」はこの統合を企画し、前者については「誤植を訂正」し、索引を付したことがある。これらは、すでに市場に日常的に知られている用語を蒐集したものであり、新たな著作とはいえない。面が強く、統合して「文雅堂編纂」とすることに抵抗が少なかったであろう。

構成は株式・期米と、生糸の二編に分けて、それぞれ「いろは順」の索引が付き、本文説明は平仮名表記である。ページ数はほぼ六分の五が株式・期米で残りが生糸である。前掲(五)が大正六年発行

で、時期的には第一次世界大戦前半期までを反映しているとすれば、本書は大戦後好況期と不況期の一部をも反映していることになるが、具体的な項目としては特に明確ではない。(五)の項目数の多さは圧倒的であり、付け加えるのは容易でなかったであろうが、内容的にはむしろ島本が密着した大阪市場関連がやや多いかと思われる。「法界連」(売買に関する定見なくして単に人気の如何にのみ従い其の風潮の良好なる方に売或は買を為す輩をいう)などは(五)にはない。生糸については「生糸」商品・産業特有の用語(糸の単位、太さなど)が多いが、市場取引の用語は株式・期米と共通するものも多い。

(六)『株と米の 相場必勝辞典』 黒田鉄三・佐々木栄吉・田中松郎共著 福田滋次郎(日本書院) 昭和四年三月 一一×一四 cm 五〇七頁+五三頁

本書の原本は当所証券図書館の所蔵である。小型本でページ数は多いが、本文は五〇七頁までで、五〇八頁以降は取引所法、取引所令、取引所法施行規則、取引所税法、取引所税法施行規則、東京株式取引所受託契約準則など取引関係規則であり、これらは当資料集には別途採録したので、本巻には採録しなかった。本書には、中心となる相場辞典の他に、中表紙、はしがき、株式相場及び米相場のやり方・相場必勝秘訣(二四頁)、前述の取引関係規則、奥付が付されている。著者は法学士黒田鉄三、法学士佐々木栄吉、商学士田中松郎の三名で、発行者は福田滋次郎、発行所は日本書院(福田と同

住所)、印刷者は鈴木清三、印刷所は日本書院印刷所(鈴木と同居所)である。「はしがき」によれば、「相場」と一口に言えば「直ちに賭博的の不正事と思ひ」「それに携はる人といへば一種の侮蔑を以て看るのが世人の常」であるが、「苟くも社会経済の存する限りは、相場は必ず無くてはならぬもの」であり、本書は「現在相場をやりつつある人、将来相場をやらうといふ人、明日からはじめようという人々に提供するために著したものであるが、一般常識でもあるので」「万人必備の書として、公に」したものである。「相場」に関する一般社会の評判の悪さから始めて、しかし実際には経済を知る上での「一般常識」だと位置づけた点に本書の大きな特色がある。明治期に刊行された前出(一)(二)はまだ狭隘な相場社会の内部に読者を見出し、大正期に刊行された(三)(四)は徴税当局者の実務に役立てるためのものであり、(五)にもこの「はしがき」のような屈折した視点はない。本書に至ってようやく社会的偏見に対抗する視点が出てきたのである。同時にそれは一般経済社会に有益なものとして相場取引を位置づける基盤ともなった。

本文の表記はアイウエオ順で、用語(漢字・平仮名交じりを原則とする)の後ろにカタカナの読みを付し、説明が記された。一般投資家に役立つと謳ったことと絡めて、上場会社名またその株券名(その略称)が相当数収録されているのが特色でもある。愛国生命、帝國麦酒のように社名そのもののもの、油(石油株)、甘(製糖会社の株券、主に日糖株)、石狩(石狩石炭)、伊那(伊那電車軌道)、宇治

(宇治川電気)、家畜(日本家畜市場)、合同(大阪合同紡績)、紙(富士製紙)、徴兵(徴兵保険)、東ジャン(東京火災保険、ジャンは火事の半鐘の音)、ヲダモク(小樽木材)のような分かり易い省略形も多い。また「鰻会」(東京の有力銀行家の組織する会)などの一種の時専用語も含まれている。冗談のように「オイチョ株」(詐欺賭博の一種で、取引所及び相場には何らの関係はない)の記述もある(四)以来の慣例らしい)。なお本書では「ジキ」「チキ」「直取引(チキトリヒキ)」「直取引(チキトリヒキ)ノ——」などにそれぞれ説明があるが、内容的には今一つ判然とはしない憾みがある。「直取引ノ歴史」には四頁が割かれているなど、多くの点で真摯に市場を知らしめるための啓蒙に努めた点は評価されよう。

(七)『相場用語解説と相場知識』金融経済研究会 増田邦雄
昭和八年六月(一九三三年) A五版 九四頁+付録

本書の原本は国会図書館に所蔵されている。本書には冒頭に八葉の写真(銀行・株式取引所など)、目次、奥付があるが、はしがきはない。著者は金融経済研究会、発行者は増田邦雄、印刷者は今井鉄次郎、発売所は大文館(増田と同居所)と大光館書店の二者である。著者の金融経済研究会については名称以外は不明である。国会図書館の目録では著者・編者・訳者として他に何件か同じ名称が出てくるが、年次も内容も本書の著者とはやや異なると考えざるをえない。同日録では昭和二十一年『金融経済年報』第一巻第一号が最も近い年次であるが、これは国際決済銀行『世界金融年報』を編訳した(昭

和二十二年)金融経済研究会であろう。同『年報』監修の永田清は昭和六、七年には欧米に留学した財政学者であり、株式中心に市場・相場を扱った本書を編むために金融経済研究会を組織したとは考えにくい。

構成は「株式」「米の取引」「綿糸取引売買」「生糸の取引」「繭の取引」「人造絹糸取引」「砂糖の取引」と細かく分かれ、項目はイロハ順・アイウエオ順ではなく、各取引の解説として必要な順序で組み立てられている。項目数は株式が圧倒的に多く(二二四)、全体の五分の四を占めた。付録として外国為替用語の解説、取引所法令(既述の理由で省略)、財閥支配関係表(三井・三菱・住友・安田・大倉及び五大電力)、五百万以上財産家表(全国金持財産表、三井八郎右衛門を筆頭に二八四名)が付された。昭和八年という刊行の年次からしても、もはや商品取引の衰退方向は明らかで、市場取引は株式が中心になり、一般経済との関わりは重要なものになっていた。本書が一種の証券経済学の入門的な解説機能を持ったのも肯かれる。

「相場用語」の解説と「相場知識」の付与を目的としているが、その方法には内部的には株式会社とは何か、株式の取引とは何かの考察が一本、芯に通っており、外延的には付録が示すように国際的な関連、国内の産業組織図、財産家一覧に至る広がりがある。項目にも「幽霊株」のような株式会社の実態に即したものである。項目にも「株式の譲渡」のように法的な権利関係の説明、「株式の選定」のように市場取引における実践的なものまで幅広く含まれている。

る。叙述も既刊本の踏襲とは限らず、「幽霊株」の例で見ると前掲(六)が「正体のない一種の詐欺的株に対して云ふもので、決して権利株ではないのである」としたのに、本書では「会社が株式募集に当り満株に達しない時不足株を表面上全部払込の如く装って会社を設立する。この不足株を幽霊株といい、会社に依って全部が幽霊株で人を吊る場合もある」と明確である。

戦前期の市場の進展とともにあつた相場格言・市場用語等を見てきたが、その時々々の法令によって規定される部分を別として、相場格言・金言は活きている。古くから言われているもの他に少なくとも明治以降、場合によっては第二次世界大戦後の市場で言われ始めたものもある。新しくても散逸しやすい戦後の格言・金言集あるいはそれらを含む文献・パンフレットの類をすべて見ることは不可能であるが、その一端を知ることができる。たまたま、手元に当研究所証券図書館高橋文庫に保存されていた豊商事株式会社企画調査部『株式商品相場読本』昭和四十三年、発行人…企画調査部長沓内武男、がある。商品取引の入門書の体裁をとるが、全一二六ページのうち八二ページが相場金言、一七ページが相場用語に当てられ、内容的には「相場金言・市場用語」集である。収録された相場金言(いろは順、総数一九二)の中には、明らかに明治以後、あるいは第二次世界大戦後の市場で作られたと思われるものが相当数ある。試みにその一部を以下に掲げる。

「株」「兜町」の文字が入るもの

人気が株を買う

兜町は明日もある

株屋の増築は売りの好機

明治以後の政治・経済・一般常識を反映するもの

勝てば官軍、負ければ賊軍

相場は事業の安全弁

財界の見通しより相場の足取り

最後の五分間より最初の五分間

金曜日の後場高

恐慌の来るは青天の霹靂の如し

ストライキに売りなし

徳川時代からの相場文献に由来すると明確に考えられていたものもいくつかある。

風吹かぬ二百十日の安値段 定式として待ち受けて買え(三猿金

泉録)

難平商内損の因(本間宗久翁)

明確な淵源は知られていなくとも、米相場由来と知られていたもの(彼岸天井、彼岸底)(豊作に売りなし)もあり、徳川家康(勝つ

ことのみ知りて負けることを知らざれば害その身に至る)や宮本武

蔵(心常に道を離れず)の「語録」と知られていたものもあった。

前掲『徳川時代 経済秘録全集』に選択されたような極め付けの相

相場道文献はすらすらと読み下すには困難が伴う。従つて、必ずしもそのままの形で市場関係者や市場に群がる一般大衆に流布したわけではなく、明治期以後に相場が大衆化する過程で、すでに過去の文献でも多用されていた短詩形（五七五、五七五七七）あるいはそれ以下の文字数で、文献に相場心得として書かれたものを土台にした金言・格言が作られて流布したものであろう。その際に、長い米相場の経験が罫線分析と投機心理分析の混合として活かされ、究極の勝ち負けを投機者自身が納得するためにも誰の目にも明らかな「勝者」家康や武蔵の語録が援用され、目の前の勝ち負けに一喜一憂するのではなく一種の人格陶冶を目標にすることになったと思われる。必ずしも相場金言独特のものではない言い回しが多く含まれることは、一面では相場「道」が経済取引による利益獲得を旨指しつつ、それが実はなかなか困難なものであるため、人格の鍛錬を行う時間の方が長かった実態を皮肉にも示しているともいえる。因みに、千利休の言葉といわれる「人の行く裏に道あり花の山」は前掲（一）（二）には採録されていないが、この『読本』には採録されている。意外に新しく相場格言になったものようである。

三 判例集

商品取引・有価証券の取引はすでに見たように法令で規制された世界である。戦前期のこの分野については大部の法学博士小谷勝重著『日本取引所法制史論』法経出版社、昭和二十八年がある。小谷

はこの論文で昭和十六年に学位を受け、戦後世の中が落ち着いた時点でその後の変化（戦時の日本証券取引所法及び戦後の証券取引法）に関して短い補遺を加えて、一書にまとめて刊行したものである。

同書によれば徳川時代の取引・取引所制度には成文法はなく、正保年間に始まった淀屋米市が寛文年間に米切手の発行禁令とともに米市禁止の命があった（一六六三年）。成文法はなくとも為政者による禁令はあったところから、取引に関する規制は始まった。明治以降は、とりわけ株式取引に関しては、目立った取引例はいまだない時代に民間から「株式取引所設立のために」株式取引条例が要請され、しかも同令が施行されても株式取引所の創設は認められず、令だけが空しく存在したという実情があった。その後、明治九年米商会所条例に倣つて十一年株式取引所条例が出され、明治十年代は二条例が並立する時代となった。明治二十年取引所条例は兩種取引所を一本化したのが、十分には普及せず、三条例が存在する過渡的時代を形成した。明治二十二年大日本帝国憲法の成立の翌年、商法が公布され、数年遅れてようやく二十六年七月一日にその一部が施行された（会社・手形・破産編）とほぼ同じころ、同年三月に取引所法が公布され、十月一日に施行された。戦前期取引所・証券関係の判例はこの前後から歴史に登場することになる。当該時期の判例集はここに採録（抄録）した二冊の他に、以下がある。刊行の時期は明治末から昭和十七年までで、戦時統制期に関しては存在しない。特殊な営団法に近い日本証券取引所法時代には同法を廻る判例はほと

んどなかったものと思われるが、確認できていない。『日本証券取引所調査月報』（昭和十八年七月～十九年三月、第一号～第九号）で確認できる判例は取引所法及び商法会社法に関連するものに止まる。

藤井忠兵衛『北浜・堂島仲買事件予備決定書』明治四十五年

貞金九十九『取引所・仲買人・委託者取引法規及判例』明治四十五年
五年

繁田保吉編著『株式及期米裁判例』大正八年

巖松堂書店編輯部編『取引所法規判例集』大正十五年

甘粕法律事務所（編）『取引所関係法規判例集』（第一輯～第十輯、特第二輯）大正十三年～昭和二年

東京市電気局『東京市仏貨公債訴訟事件の経過』昭和六年

田中徳一『取引所学説判例総覧』昭和十二年

大阪株式取引所調査課『取引所法規及判例』昭和十七年

これらを取りまとめた主体は大阪株式取引所を除き、訴訟の当事者・関係者あるいは法律家が多い。判例集の性格から、原資料が明確であり、年月を経るにつれて例の数が増える以外には、取り立てて編集方針の差異が見いだされるわけでもない。最大の差異は取引所取引（含む仲買人・委託者）に限定するか、上場証券（株券、債券）・上場会社を包含するかということになる。採録した二冊は取引所学説と株式に関するものであり、共に大阪株式取引所がまとめ、戦前期の大阪株式取引所にとって本業以外の大きな業績の一つであ

るといえるものでもある。編集・執筆・出版業務を主業としない取引所業にとって主たる出版物といえれば月次・年次の定期刊行物と、考課表・株主名簿等の株式会社としての自社の必要資料、そして何十年史というような節目の年の年史であろう。因みに大阪株式取引所（明治十年～昭和十八年）の出版物は以下のようなようになる（当資料集戦前編別巻『証券関係文献目録』（明治・大正・昭和）。これらのうち『取引所法規及判例』昭和十七年については後述する。

『取引所問題の参考資料』大正元年

『会社総覧』大正七年

『株主姓名表』大正十三年、『株主名簿』昭和五年～十二年

『大阪株式取引所沿革及統計』明治三十六年、『大株五十年史』昭和三年、『大株五十年小史』昭和三年

『取引所に関する判例集』昭和五年

『株式に関する判例集』上下、昭和八年

『取引所法規及判例』昭和十七年

『主要株式業種別利回調』昭和九年～十九年

『大株長期上場株時価総額調』昭和九年～十九年

定期刊行物や年史、法令集など以外の出版物として、東京株式取引所には『紐育取引所法改正調査委員会報告』明治四十五年、『日本帝国株式取引所一斑』大正二年、小林新『株価指数―株価指数設計について』昭和三年、『商工省諮問に対する取引所制度改善答申集』昭和九年、『欧米株式取引所関係法規―米国ディッキンソン委員会

報告書』昭和九年、『株式会社債証券相談集』昭和十年、『株価指数の改正』昭和十三年、『株価指数と証券市場の動向』昭和十六年、『取引所一覽』昭和十七年、『全国有価証券時価総額―昭和十二年一月―昭和十八年五月』がある。大株調査部の活動の最大のものが判例集であったとすると、東株調査部の活動は海外法令の紹介、株式取引所一覽、株価指数算出と解説等にその特色が見いだされる。

(一)『取引所に関する判例集(付取引所法令の沿革)』大阪株式取引所 昭和五年 B五版 五七〇頁(+付録二六四頁)

本書の原本は当所証券図書館の所蔵である。本書には付録として大部の法令条文が付されているが当資料集の他所で掲載されているものなので省略した。それでもなお本文五七〇頁に上る、堂々たる判例集である。本文第一の「序」は大阪株式取引所理事長上島益三郎(昭和二六年、理事長を務める)が、第二の「序」は編纂を指導した大阪株式取引所支配人樗木航五郎(同じころに支配人)が書いた。樗木によれば、「取引所の業務に携りつつ諸種の事件に遭遇し之に関する判例の取調を要する場合は屢々あつたが其都度調査に尠からぬ手数を要するので我々の業務に相応した判例集の必要を痛感すること一再でなかつた」ため、大株で取引所に関する判例集と株式に関する判例集とを編纂することを決めて、前者を大橋末雄に担当させた。編者の大橋は一年足らずの日時でこれをまとめ、凡例に自らの名を記した。採録された判例は明治二十五年から昭和五年三月、すなわち凡例執筆(同年四月)直前までを含み、大審院、行

政裁判所、各地の控訴院、地方裁判所及び区裁判所における株式、米穀、綿糸等の取引所に関する民事刑事の判決例に及んだ。明治二十年取引所令及び明治二十六年取引所法は有価証券と米穀、綿糸等の商品の取引を共に対象にしたので、編纂者が大阪株式取引所であつてもこのような構成になるのが当然であつた。凡例の細目は本文に委ねるが、できる限りを網羅し、「学理的排列に留意」した上で、なお注意書きを付すなど、慎重が期されている。以下に目次を掲載する。

第一章 取引所

第二章 取引所に於ける売買取引

第三章 取引所に於ける売買取引当事者間の法律関係

第四章 取引員

第五章 取引員と委託者間の委託契約

第六章 取引所法違反

第七章 取引所税法違反

各章は、節、あるいは款、項、目と、細目にまで及ぶことがある。例えば、第二章―第二節売買取引の方法―第一款競売買―第二項バイカイ―第二目バイカイの効力、あるいは第二章―第五節売買取引の結了―第三款解合―第二項解合の効力、などとなる。さらに、「細目」目次には各節、款、項、目の中の区分が表示される。例えば、前出の第二目バイカイの効力の中には有効説が一三、無効説が二、その他の論が四、計一九が表示され、実際に本文を見ると、一バイ

カイの効力（有効説）にはさらに一八の判例が採録されている。本文を見るに如かずという構成である。

大阪株式取引所調査課では、本書刊行の十二年後、昭和十七年に『取引所法規及判例』（一四二八頁）を刊行した。本書がすでに八三四頁を数えているのに、その後一〇余年を経て判例も法令も増えたため、新たな編纂の方針で内容を倍増させた新版を作ったのである。日常業務の傍ら仕事としてこれを命ぜられた調査課の吉村博一は昭和十三年有価証券業者と有価証券現物売買を包含する構成と外で活動する有価証券業者と有価証券現物売買を包含する構成とした。同書を採録することはできなかったが、本書と合わせ見ること、昭和期に関して視野は大きく広がると思われる。

（二）『株式二関スル判例集・上下』（序、はしがき、目次細目）
株式会社大阪株式取引所編 昭和八年 B五版 上巻一一三五頁、
下巻七四六頁

本書の原本は当所証券図書館の所蔵である。本書には序、はしがき、目次、目次細目、奥付が付されている。上下巻に亘り膨大な内容であるため、序、はしがき、目次細目のみ採り、本文は省略した。株式に関する判例の内容は大半が資本主義勃興期の事情を反映した株式会社設立に関する理解の不十分さが根底にある訴訟の問題である。広義には証券市場に関連する判例であることは間違いないが、狭義には戦前期の市場概念に含まれない部分も多く、何より本資料集に採録するには膨大に過ぎた。このため目次のみを採ること

とした。目次には、章節（その下は款）までの「目次」と、さらにその下に及ぶ「細目」の二種類があり、「細目」には採録判例の整理番号が含まれているので、後者を選った。戦前期の出版物としては比較的新しくもあり、証券界にはそれなりに流布したものでもあり、目次から判例に進みたい場合には本書は比較的人手し易いと考えらる。

四 司法省資料

司法省とは明治四年から昭和二十三年まで七八年の長きに亘り存続し、主として刑務所の管理や司法行政を行った官省である。三権分立の基本原則からみれば問題のある官省であったが、司法行政を行うために多くの分野に関して調査分析を行った実績がある。『司法資料』（第一号大正十年）、『司法研究報告書輯』（第二輯大正十五年）第一九輯昭和十年が国会図書館で確認されるが、この後も『報告書』や『報告書輯』が刊行されていたと思われる）、『世態調査資料』（第一号昭和十三年）第四一号昭和十八年）などの継続的刊行物が存在し、賭博など市井の犯罪原因から国際共産主義運動の分析まで実に幅広く成果を公表し続けた。直接に法制の研究・分析を行う以外にも経済を構成する個別の業種を対象にしたものがあり、取引所業や株式取引、取引業者などもその対象に含まれた。こうした証券関係の司法省資料のうち編纂室で入手できたものは二種類ある。一つは司法省調査課『司法研究報告書集』シリーズ

に属するもの、今一つは司法省調査部『世態調査資料』シリーズに属するものである。いずれも「禁転載」あるいは「部外秘」で奥付がない、内部資料というべきものであるが、さすがに証券界にはかなり流布しており、またある時期までは古書市場でも入手できたと思われる。

(一)『司法研究報告書集』第五集七(取引所を中心とする犯罪の研究) 検事小山起三著、司法省調査課 昭和二年十二月、一五四頁

本書の原本は当所証券図書館の所蔵である。『司法研究』報告書集は表紙に「禁転載」の文字があり、奥付はない。中表紙の前に置かれた凡例というべき文章によれば、『司法研究』第二部第二回合同(公合の意、昭和二年六月二十日以降三カ月間)の研究員諸氏の自由研究の結果を集めたもので、司法部内における研究の資料として配布する便宜上筆写に代えた、という。司法省の内部資料であるために、奥付などはなく、かつは「禁転載」とされたのである。本書の「緒言」はなかなか興味深い。「取引所は今や経済上一日も欠く可からざる公益機関として発達し来り聽て国家経済の中核国民生活の本源となるべき理趣に在る」、従つて将来檢察当局が力を注ぐべき重大なる犯罪の一つは取引所に関係する犯罪でなければならぬ。そのためには「取引所の真諦を会得」しなくてはならないが、取引所に関する犯罪の研究はほとんどなく、命令により本書をまとめたところ。各章の構成は如何に見る通りである。

第一章 取引員の犯罪

第二章 現物売買業者の犯罪

第三章 取引員の店員又は外交員の犯罪

第四章 取引所役員使用人格付検査員の犯罪

第五章 取引所投機市場施設に対する犯罪

第六章 相場に関して行はるる、特殊犯罪並不正行為

第五集には他に三(取引所に於ける取引の実相及之に関する法律問題) 判事小林右太郎著(国会図書館所蔵)と八(取引所に於ける取引の実情と之に関する法律問題の研究) 検事遠藤常寿著(当研究所所蔵)がある。第五集の編纂された昭和二年は証券界にとっては受難期といえなくもない。大正十四年四月から株式長期清算取引の限月が明治期以来の三カ月三限制から二カ月三限制に切り替わり、監督官庁も農商務省の農林・商工両省への分割により商工省となった。証券界は慣れ親しんだ三カ月三限制への限月復旧運動に明け暮れたが、昭和二年には金融恐慌の打撃を受け、支払い猶予令の実施で株式取引所は全国的に三週間の休業となった。長期清算取引の限月短縮は端的に投機取引の抑制を意味した。こういう時期に証券取引の実状に関して司法省の調査研究が進められたのである。时期的には大分離れて第二四集四(株式取引に関する犯罪の実状・検査及予防) 昭和十三年、猪俣幸一著(当研究所所蔵)もある。昭和二年刊の文献と十三年刊とを併せ見れば、自由市場時代の市場取引の問題点がほぼ網羅されているといえよう。『司法研究』のすべてのパツ

クナンバーの内容は確認できないが、現在証券界と国会図書館で確認できる「証券関係」報告書はこれらだけである。第二四集四の末尾にある「司法研究第二部研究員報告書集」は第一回（第二集、大正十五年）から第二四集（昭和十二年「刊行は一三年」）までであり、他に第一五集二（昭和六年）に「社債法の研究「付論」信託法に就て」（判事永井寿吉）、「抵当証券法に就て」（判事大野美穂）が存在する。

取引所取引の実相（実情）と法律問題という切り口はいわば司法省として序の口であり、当該分野における「犯罪の研究」が本来の目的であろうと考え、本資料集では第五集の七（本書）を採録した。小林著（三三三頁）は当所『証券関係文献目録』には入っていないが、国会図書館には所蔵されている。遠藤著（四一八頁）は当所にあり、著者は大阪地方裁判所検事であった。主として有価証券取引所を対象として論じ、第三篇各種の不正行為に四三頁が割かれている。不正行為は取引所、取引所員、取引員または会員、一般人、委託者、仲介者の六章に分けられ、一般人と仲介者には「犯罪」の語が用いられている。一般人の犯罪には取引委託仲介営業、流職、虚偽相場公示、無免許取引所設立、取引所相場の変動を不法に凶る、取引賭博、相場利用賭博が挙げられた。小林著は内容的にこれらの二書と重複するところが多い。「研究員の自由研究の結果」であるので、いずれも取引所取引の概要を把握することに重点を置いた結果、似たような構成になったものと思われる。ほぼ一〇年を経てま

とめられた猪俣著（三四八頁）は前掲小林と遠藤の二報告書に敬意を表しつつ、「私が過去二年半の間東京区裁判所検事局に於て株式取引に関する犯罪の捜査に従事した経験上、初めて株式取引に関する犯罪の捜査に従事する検事にとっては、捜査を中心とした平易な案内書があった方が便利だと考え」、あえて類似の研究を志願したとする。同書は第一編（実状）、第二編（各種の犯罪）、第三篇（檢舉及び予防）という構成を採り、株式現物売買業者、有価証券移転税法違反、ボロ株など、当時の中心テーマに迫り、とりわけ犯罪の予防に及ぼうとした点に特色がある。

（二）『世態調査資料』第三十一号（株式取引所の実情に就て）
司法省調査部 昭和十六年六月 B五版 一〇五頁＋付録二四三頁
本書の原本は当所証券図書館の所蔵である。本書は表紙に「部外秘」「禁転載」の表示があり、奥付はない。『世態調査資料』の性格については、巻末の第一号～第三十一号の資料表題一覧から、各府県裁判所がその地方特色のある産業・文化・気候その他について世態調査を行い、それを司法省調査部の名前で司法省内部資料としてまとめたことがわかる。昭和十三年に第一号～第六号、十四年に第七号～第二八号、十五年に第二九号～第三〇号が出された。内容を見ると、第三十一号の本書を除いては東京の裁判所が行った例も、また株式取引所を対象とした例もない。本書の日付は昭和十六年六月であるが、内容を見るとこの世態調査講演会並座談会が開催されたのは昭和十四年四月であり、二年以上を経て刊行されたことになる。

国会図書館所蔵の最後の号である第四一号の資料表題一覧に拠れば、十六年に三一号〜三四号、十七年に三五号〜四〇号、十八年に四一号が刊行されたことが確認される。ここにも株式取引所を対象とした調査はなかった。

本書の表書きは「司法省調査部」であるが、中表紙には「東京控訴院、同検事局、東京民事地方裁判所、東京刑事地方裁判所、同検事局」となっており、同日に引き続き行われた講演会の講演者は東京株式取引所と同取引員組合委員長、座談会の出席者は東京株式取引所側と裁判所側（中表紙掲載組織及び東京区裁判所・同検事局）である。司法省調査部は裁判所側との関係で活字発表の場を提供したもののようである。内容本文は第一〜第三が講演録、第四が座談会速記録で、三分の二以上を占める付録の一、二が世態調査座談会質問事項と答申、三が株式会社東京株式取引所関係自治規定、四が取引員の使用する帳簿及び伝票雛形である。付録の三以降は他所で入手可能なので割愛した。

世態調査が行われたのは東京控訴院管内・東京検事局管内で、地区検事局に提出された世態調査座談会質問事項は、一、株式上場の問題、二、株式の市場価格変動の原因、三、取引に関する事項、四、現現金融に付て、五、取引員に関する事項、六、事変の影響、七、その他で、回答者は東京株式取引所役員複数名と同取引員組合役員複数名である。答申は七六頁に及んだ。「――申し上げます」調の叙述であるため、座談会で口頭で述べたもののようにも思えるが、

座談会の目次は、第一証券取引に就て、第二株式取引員の外交の実状に就て、第三取引員の失脚に就て、であり、報告者と回答者は必ずしも一致しない。文書で答申を提出した上で、座談会当日には概論と取引員の実状に絞って報告をした形となり、これらについての質疑応答が七二頁に亘り収録されている。第一の東株専務理事坂薫の報告は米穀取引所が統制により清算取引を廃止したことを有価証券に及ばせようとするのは誤りであることを強調しており、前年の有価証券業取締法以後の一般的な規制強化に対する不安の念を隠し切れない。規制の端緒は前前年の大蔵省関係の有価証券移転税法実施にあり、大蔵省の調査の結果、現物仲買人で納税していたものが約五千三百人、モグリを含めれば八千人超と推測された。納税していたものうち約六割八分は資力その他の事情で有価証券業取締法の免許に申請しなかった。ここに示された問題が「世態調査」の一つの側面であり、これらが第二と第三の報告者により具体的に話された。

質疑速記では、まずは三人の報告者たちへ、控訴院、地方裁判所、地区裁判所の順で質問が行われた。取引員の身元保証金に対する差押又は仮差押命令の効果、客注文の売買の別、登録外交・未登録外交、営業方針としての向いバイカイ付付、短期取引の繰延料、総解合、受託契約準則制定の経緯、権利株の売買、実物取引上場銘柄の多さと上場基準、当所株の上場の適否、株式市場価格の変動の原因、情報屋、早耳、偽造株・時効株・失権株など、当初の質問事項一覧に

沿って進めるうちに時間が足りなくなり、しかしもう一度別の日時を取ることは不可能なので、時間を延長して行われたという。取引員と客との間のやりとりの「実態」には質問者も回答者も相当に踏み込んだ質疑を交わしており、経済犯罪に対する取締り側の真剣さに対して、市場関係者側も問題を一つ一つ丁寧に受け止めようとしている様子が伺われる。これまで市場にとって「当局者」とは主として農商務省、商工省、法によっては大蔵省であったものが、統制経済の進展とともに控訴院や検事局と直接切り結ぶ時代になったのである。なお、資料（一）で触れた猪俣幸一は東京地方検事局の検事としてこの座談会に出席し、発言している。

三と四を併せて見て、日常的な取引所行政、市場行政を担ってきた農商務省、商工省、そして大蔵省の一部とは別に、昭和期に入り取引所に関わる「犯罪」に焦点を当てて摘発に努力してきた司法省、各地裁判所の検事達の活動が明確になったことが読み取られる。統制経済の進展と共に市場行政は商工省から大蔵省に全面的に移転されるが、その認許可行政の下で証券取引に関わる犯罪がどうなったかは資料も研究も乏しい。今後の探索に委ねたい。

目次

戦前編第九卷の刊行に当たって

相場道文献・格言及び用語・判例他 解題

凡例

一 『徳川時代経済秘録全集』〔相場道文献〕	一	株式・期米・生糸 市場用語字彙(大正十四年十二月 文雅堂編集)	二六五
米穀 売買出世車	一〇	部編	二六五
校正 三猿金泉秘録	二四	株と米の 相場必勝辞典(昭和四年三月 黒田鉄三他)	三二八
三 糶糶 八木虎之巻	三五	相場用語解説と相場知識(昭和八年六月 金融経済研究会)	四六三
四 商家秘録	四四	三 判例集	五一六
五 米道大意	六三	(一) 取引所に関する判例集(昭和五年五月 株式会社大阪株式取引所編)	五一六
六 糶糶 八木豹之巻	六六	(二) 株式二関スル判例集上下(昭和八年六月 株式会社大阪株式取引所編)	七〇三
七 宗久翁秘録	七六	四 司法省資料	七六〇
八 糶糶 八木竜之巻	一〇四	(一) 取引所を中心とする犯罪の研究(昭和二年十二月 司法省調査課「司法研究」第五集「報告書集」七、検事小山起三)	七六〇
九 増補諸色 相庭高下伝	一〇四	(二) 株式取引所の実情に就て(昭和十六年六月 司法省調査部「世態調査資料」第三十一号)	八〇一
十 卜筮貨殖考	一三四		
一一 相場格言集・用語集	一四六		
(一) 相場格言集・相場師之六韜三略(明治四十一年四月刊* 栗原神通(義秀))	一四六		
(二) 相場の金言(相場師ノ虎ノ巻)(明治四十三年五月 二村喜十郎編集発行)	一五三		
(三) 取引所用語類集(大正三年十一月 大阪稅務監督局)	一六三		
(四) 取引所用語字彙(大正六年十月 大藏省主稅局)	一九三		